

松山市告示第96号
令和7年4月1日

松山市長 野志 克仁



松山市坂の上の雲ミュージアムに係る観覧料等の徴収の委託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項及び松山市財務会計規則（昭和39年規則第11号）第53条第1項の規定に基づき松山市坂の上の雲ミュージアムに係る観覧料等の徴収について指定管理業務として協定を締結したので、松山市財務会計規則第53条第2項の規定に基づき、下記のとおり告示する。

記

1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

住所 松山市本町一丁目1番1号

名称 コンソーシアム明治松山 代表 谷川 彰子

2 指定公金事務取扱者が納付事務を行う歳入等の種類

- (1) 観覧料
- (2) 特別利用料
- (3) 会議室使用料
- (4) 駐車施設使用料
- (5) 駐車施設使用料
- (6) 音声ガイド使用料
- (7) 物品売上代金

3 指定をした日

令和7年3月31日

4 委託の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで